

令和 7・8・9 年度水道施設等緊急修繕工事契約参加希望業者の登録申請について

天理市上下水道局では、令和 7 年度・令和 8 年度・令和 9 年度の水道施設等の緊急修繕工事の発注を随時に行うことから、参加希望業者を次のとおり募集します。

参加希望業者は、参加申請書類を作成し、必要書類を添付のうえ提出してください。

1. 工事等概要

(1) 工事内容

- ① 導・送・配水管の修理
- ② 給水管の修理
- ③ 仕切弁等の修理、弁操作不良による緊急取替工事
- ④ 漏水、陥没に伴う試掘
- ⑤ 仕切弁・止水栓 BOX 等の調整、取替工事
- ⑥ 直止不良による直止、給水栓コマ、パッキン取替工事
- ⑦ その他、水道関連の修理

(2) 工事場所 天理市内全域（奈良県広域水道企業団天理事務所管内）

(3) 発注予定日時： 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

(8 月 14 日～16 日、12 月 29 日～1 月 6 日を除く)

(4) 登録有効期間： 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加資格確認時点で天理市上下水道局より指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次の暴力団に係る排除措置要件に該当する者でないこと。
 - ① 役員等が暴力団員であるとき。
 - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 天理市上下水道局発注工事の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ 下請契約等に当たり、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としてい

た場合（⑥に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- ⑧ 天理市上下水道局発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (4) 天理市指定給水装置工事事業者（令和7年4月以降については、奈良県広域水道企業団における指定給水装置工事事業者）であること。
- (5) 掘削機械を使用しない簡易な修繕工事のみの参加希望については、天理市内に本店及び営業所等（以下「営業所等」とする）を有する者であること。
- (6) 建設業法の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。（ただし、掘削機械を使用しない簡易な修繕工事のみに参加希望する者は、必要としません。）
- (7) 次に掲げる緊急用機械器具等を確保できる者（自己所有又は常時リース）。
 - ①ダンプトラック ②掘削機械 ③転圧機械 ④管切断機
 - ⑤水中ポンプ ⑥穿孔機 ⑦保安設備 ⑧その他工事に必要な工具類（但し、掘削機械を使用しない簡易な修繕工事のみに参加希望する者は、①、②は必要としません。）
- (8) 天理市内に営業所等がない者で登録希望される場合は、緊急時対応という観点から天理市に隣接する自治体（奈良市、大和郡山市、桜井市、磯城郡田原本町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町）に営業所等があり、営業所等所在地から天理市上下水道局（奈良県広域水道企業団天理事務所）まで通常時1時間以内に到着できる者かつ、建設業許可（建設業の種類は、水道施設工事業、管工事業または、土木工事業に限る）を有している者であること。

3. 参加申請書類等

- (1) 参加を希望する者は、次の書類各1部を提出して下さい。
 - ① 参加申込書（別紙様式）
 - ② 建設業許可証明書又は建設業許可について（通知）の写し
（ただし、天理市内に営業所等がある天理市指定給水装置工事事業者を対象とした掘削機械を使用しない簡易な修繕工事のみに参加希望する者は、必要としません。）
- (2) 提出書類の受付
 - ① 受付期間 令和7年2月3日(月)から令和7年2月28日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - ② 受付場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 給水課（局2階）
- (3) 提出書類の確認等
令和7年3月10日(月)までに提出書類の確認を行い、令和4年3月17日(月)までに通知を発送します。

(4) 奈良県広域水道企業団の事業開始後の取り扱いについて

①本登録は、令和7年4月1日以降の奈良県広域水道企業団天理事務所管内の修繕工事のみに適用されます。

②天理市上下水道局は、奈良県広域水道企業団天理事務所と名称が変わりますが、事務所の移転や電話番号の変更はありません。

③令和7年4月1日以降に参加資格要件や登録有効期間が変更になる場合は、通知いたします。

④事業承継に伴う変更内容

	旧（令和7年3月31日まで）	新（令和7年4月1日以降）
組織名称	天理市上下水道局	奈良県広域水道企業団
代表者 職・氏名	天理市上下水道事業の管理者 天理市長 並 河 健	企業長 山 下 真
所在地	奈良県天理市川原城町 600-10	奈良県磯城郡田原本町宮古 404-7